

議案第 十三 號

學校職員の職務に専念する義務の特例に関する條例の制定に付いて
學校職員の職務に専念する義務の特例に関する條例を次のように定める

昭和二十九年 昭和二十九年 提出

三朝町長 坂出 雅 巳

昭和廿九年 壹月 貳拾日

議長 天野 廉



学校職員ノ職務ニ専念スル義務ノ特別ニ関スル條例

(この條例の目的)

第一条 この條例は地方公務員法(昭和二十五年法律第二十六号)第三十五条の規定に基き、職務に専念する義務の特別に關し規定することを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第二条 職員は左の各号の一到該当する場合に於てありかじは任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることとができる。

- 一 研修を受ける場合
 - 二 厚生に關する計画の実施に參加する場合
 - 三 専ら、職員団体の業務に従事する場合
 - 四 前三号の規定する場合を除く外、任命権者が定める場合
- 附 則

1 この條例は公布の日から施行する

2 本條例の適用に關する條例(昭和二十八年三朝附條例第五号)中学校職員ノ職務に専念する義務ノ特別に關する條例は廃止する。